

京都府バドミントン協会規約

制定 昭和32年4月1日

第 1 章 名称および本部

- 第 1 条 本会は京都府バドミントン協会と称する。
第 2 条 本会の本部は理事長のもとに置き、必要に応じ支部および事務所を設ける。支部に関する規定はべつにこれを定める。

第 2 章 目的および事業

- 第 3 条 本会は京都府におけるバドミントン競技団体の代表機関としてバドミントン競技の健全なる発展、普及をはかり、あわせて国民体位の向上ならびに内外の親善友好に寄与するを目的とする。
第 4 条 本会は前条の目的を達成するためつぎの事業を行う。
1. 競技の指導
2. 京都府における各種大会および競技会の開催および後援。
3. 内外各種大会および競技会への選手派遣。
4. バドミントン競技に関する調査、研究、資料の収集および機関誌の発行。
5. その他本会の目的達成に必要な事項。

第 3 章 組 織

- 第 5 条 本会は本会の趣旨に賛同する下記の者をもって組織する。ただしアマチュアにかぎる。
1. 京都府における社会人・実業団・大学・高校・中学校・教職員・レディース・ジュニアの各バドミントン連盟、及びその連盟の所属員（正会員）。
2. 京都府下の市町村バドミントン協会、及びその協会の所属員（正会員）。
3. 京都府に在住し、バドミントン競技に知識・経験・理解を有する者（賛助会員）。
ただし賛助会員は正会員の5分の1を越えてはならない。
第 6 条 会員の資格については理事会の議を経て、別にこれを定める。

第 4 章 機 関

- 第 7 条 本会の機関は、総会、理事会及び常務理事会とし、必要に応じ専門委員会を設ける。
第 8 条 総会は会長、副会長、理事、監事、代議員で構成し、下記の事項を審議決定する。
1. 事業ならびに収支決算の報告および承認。
2. 予算の編成および事業計画。
3. 規約の改廃および役員の変更。
4. その他重要と認められる案件。
第 9 条 総会は毎年1回会長これを召集し、必要に応じ臨時総会を召集する。
総会の議長は会長これにあたる。
第 10 条 理事会は理事長これを召集し、会長、副会長、理事をもって構成する。
理事会は総会より委任された事項および第4条に定められたる事業の審議執行にあたる。
理事会の議長は会長これにあたる。会長事故あるときは、副会長がこれにあたる。
副会長事故あるときは理事長がこれにあたる。
第 11 条 常務理事会は理事長これを召集し、常務理事をもって構成する。
常務理事会は理事会の委任事項を執行する。
常務理事会の議長は理事長これにあたる。
第 12 条 専門委員会は専門事項を協議し意見を理事会へ提出する。また理事会の委任を受けたる事項について執行の任にあたる。
委員会の規定は理事会の議を経て、べつにこれを定める。
委員会の議長は委員長これにあたる。
第 13 条 本協会の機関は構成委員会の2分の1以上の出席をもって成立する。その議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数なるときは議長これを決する。

第 5 章 役 員

- 第 1 4 条 本協会はずぎの役員を置く。
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名 (理事長 1 名、常務理事若干名を含む) |
| 監 事 | 若干名 |
| 代 議 員 | 若干名 (加盟各連盟及び市町村協会から推せんされた代表者) |
| 専門委員長 | 若干名 |
- 第 1 5 条
1. 会長および副会長は総会において推せんする。
会長は本協会を代表し会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
 2. 理事は、加盟各連盟および市町村協会より選出された者、ならびに理事会の推せんする者とし、会長これを委嘱する。
理事長、常務理事は理事の互選により会長これを委嘱する。
理事は会務をおのおの分掌する。
加盟各連盟および市町村協会より選出する理事、代議員の定数は理事会の議を経て決める。
推せん理事は他の理事の 3 分の 1 を越えてはならない。
 3. 代議員は加盟各連盟および市町村協会より推せんされた代表者で会長これを委嘱する。
代議員は各連盟および市町村協会を代表し、総会において重要事項の審議決定をする。
 4. 監事は総会の議を経て会長これを委嘱する。監事は会務を監査する。
 5. 専門委員長は理事中より互選し、会長これを委嘱する。
専門委員は理事会の議を経て、会長これを委嘱する。
- 第 1 6 条 本会は必要に応じ総会の議を経て、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与を置くことができる。
顧問および参与は会長の諮問に応じる。
- 第 1 7 条 役員任期は 2 年とし、再選をさまたげない。
補充役員 (増員) の任期は前任者の期間のみとする。
- 第 1 8 条 本協会の会務を円滑に処理するための主事を置くことをえる。
主事は理事会の議を経て、理事長これを委嘱する。

第 6 章 経費および会計

- 第 1 9 条 本協会の経費は、各連盟分担金、会員登録費、寄付金、補助金、広告料その他の収入をもってこれにあてる。
- 第 2 0 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終了する。

第 7 章 登 録

- 第 2 1 条 登録に関する規定は総会の議を経て、別にこれを定める。
- 付 則
1. 本会会員にして本会の趣旨に反し、または (公財) 日本バドミントン協会競技者資格規定に反する行動ある時は、理事会の議を経てこれを処置する。
 2. 本規約は昭和 3 2 年 4 月 1 日より施行する。
 3. 本規約の一部を改正し、昭和 4 6 年 5 月 1 日より施行する。
 4. 本規約の一部を改正し、昭和 4 9 年 5 月 1 日より施行する。
 5. 本規約の一部を改正し、昭和 5 2 年 5 月 1 日より施行する。
 6. 本規約の一部を改正し、昭和 5 5 年 5 月 1 日より施行する。
 7. 本規約の一部を改正し、昭和 6 2 年 5 月 2 日より施行する。
 8. 本規約の一部を改正し、平成 3 年 4 月 1 4 日より実施する。
 9. 本規約の一部を改正し、平成 5 年 4 月 2 9 日より実施する。
 - 1 0. 本規約の一部を改正し、平成 6 年 5 月 8 日より実施する。
(注: 日バ発 0 5 第 5 5 号 平成 5 年 7 月 3 日による改正)
 - 1 1. 本規約の一部を改正し、平成 1 2 年 4 月 2 3 日より実施する。
 - 1 2. 本規約の一部を改正し、平成 2 7 年 4 月 2 6 日より実施する。

